

令和3年第10回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和3年10月22日（金）14時43分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

| | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小出哲義 | 出席 |
| 4番 | 小城和之 | 出席 |

4 出席職員

| | |
|--------|-------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 中川香代子 |
| | 瀬川隆司 |
| | 錦戸宏泰 |
| 生涯学習課長 | 吉村隆宏 |
| 生涯学習課 | 安藤好博 |
| | 山田隆司 |

.....
【開会時刻 14時43分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和3年第10回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、中田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を10月22日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第28号 大竹市青少年育成センター設置条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第28号 大竹市青少年育成センター設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まず、簡単に青少年育成センターについて、説明します。設置目的は、青少年が現代社会に力強く生きぬく心身ともに健全な育成ができるよう市内関係諸機関、団体等が緊密な連繋を保ち、青少年の善導について協力し、実践活動の総合的な成果を挙げるように勤め、もって健全な市民社会の建設に資することです。

青少年の健全育成のために、青少年の非行化を早期に発見防止し、保護するた

め関係諸団体と民間との協力補導活動の場とするとともに、善行青少年を発見し、これを賞し青少年の善導に資する業務を行うこととしています。

具体的には、例年ですと、補導員会議、共同街頭補導、「強調月間」の取り組み、青少年相談などを行っていますが、補導員会議や共同街頭補導につきましては、令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施できていません。

議案の提案理由にもあるとおり、「大竹市青少年育成センター」の組織員の任命又は委嘱に係る事務処理軽減等のため、本規則の一部を改正するものです。

改正内容としては、第4条の組織員の任期のうち、市の職員は、原則どおり2年としていましたが、関係行政機関の職員（大竹高校教諭、各小中学校教諭）、関係諸団体の役職員（各主任児童委員）と同様に、異動等が無い限りその職を継続することから、事務処理軽減を図るため、その者の在職期間とするよう改正するものです。

また、本改正に併せて、関係諸団体には補導協力員も含まれることから、条文をより明確にするため、「関係諸団体」を「補導協力員を除く関係諸団体」に改めるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行します。

小西教育長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員

青少年育成センターの組織員の方には、どういう方がいらっしゃるのかを教えてください。

事務局

組織員としては関係行政機関の職員、市の職員、学識経験者、関係諸団体の役職員、これらが組織員と定められています。先程の関係行政機関の職員というのは、高等学校の教諭、各小中学校の教諭を、市の職員につきましては、生涯学習課長をはじめ市の職員を数名委嘱しています。学識経験者については、現在委嘱を行っていません。残り関係諸団体の役職員については、主任児童委員が各地区に2名で、合計6名です。それと、街頭補導を行う際に委嘱している補導協力員が、該当することになります。

小西教育長

他に質疑はありますか。

委員一同

なし。

小西教育長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

小西教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第29号 大竹市就学援助費支給要綱の一部改正について

小西教育長

日程第3「議案第29号 大竹市就学援助費支給要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局

本要綱は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用

品費等の必要な費用の援助、「就学援助」をすることにより、小学校及び中学校における義務教育が円滑に受けられるようにすることを目的とするものです。

令和3年4月より、市内全小中学校において、学習用端末を授業で活用しています。この10月より、中学校において、学習用端末を家庭でも活用する、「持ち帰り学習」を開始します。この学習用端末を効果的に活用するために、家庭においてWi-Fi環境を整備し、通信費を負担することになります。ただし、就学援助世帯においては、通信費として国で定めた月1,000円という額を支給するため、就学援助支給項目に、通信費を加えるものです。

施行日は、令和4年10月22日です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 このオンライン通信費の金額は1,000円ですか。

事務局 一人につき、月に1,000円ということになります。令和3年9月末で中学校の就学援助を受けている生徒が115人いますので、今年度は6か月分ということで69万円を支給することになっています。

池田委員 今年度は中学校を対象とした就学援助費だけに、オンライン通信費を加えています。小学校は今年度の対象にならないということですか。

事務局 中学校で10月から家庭での学習用端末の利用が始まったため、「使用のルール」、「持ち帰りのルール」を守らせたいという考えで持ち帰るように、慎重に進めていきました。中学校での使用状況を確認しながら、今後小学校でどのように持ち帰りを開始するか決めていきます。小学生の通信費の援助については、予算を伴うため市長部局と話し合っていていこうと思います。

小出委員 中学校の就学援助世帯が115人ですが、全家庭でオンライン環境がなかったのでしょうか。

事務局 就学援助世帯ですでに通信環境が整っている方、新たに通信環境を整えた方の2パターンです。市長部局とも協議をし、他の市町にも聞いてみたのですが、すでに通信環境が整っているという確認をとるのも難しく、支給をすると決めた市町が就学援助世帯の全てに一律支給をしているということから、全就学援助世帯に支給することにしています。

小出委員 全く通信の設備がない家庭では、月々の契約料が1,000円を超えていると思います。そういう家庭で1,000円の支給があったとしても、かなり負担がありますよね。

事務局 制度を導入するに当たって、通信環境を整えるためにSIMフリータイプのルーターを公費で購入して、ルーターを貸し出しご家庭では通信料のみを契約する形にしました。通信量としては大手の事業者で、3ギガで1,000円程度でした。公費で支給するため、通信費の一部を補助する形が良いということ、国が示した金額も実費又は上限月1,000円と当時示されたことを合わせて、大竹市では1,000円を支給することにしました。

池田委員 小学校は学習用端末を持ち帰らないということになっていますが、就学援助費支給要綱を改正をして、10月22日の施行日からオンライン通信費を支給するとなっていることは大丈夫なのでしょうか。要綱の中に市内全小中学校に通信費を支給するという文面として挙げているところに、小学校には持ち帰りが無いため通信費を支給しないことなどの条件や附則を付けておかないで大丈夫なのですか。

事務局 現時点で、今年度は、小学生は学習用端末の持ち帰りをせず、中学生は持ち帰りをするというので、問題はないと思います。来年も市長部局と協議をして決めたいと思うのですが、今回支給項目の中にオンライン通信費を入れないと中学生に対して支給ができないため提案をしています。

池田委員 例えば、オンライン通信費の文言の後に、家庭での学習の開始から支給するというような一文があった方が良くはないかと思えます。

事務局 当然ここに提示させていただく以上、家庭学習したことに対して支給するという意味ですので、小学生の方はオンラインで家庭学習をしていないということで、支給しなくても良いと思います。

池田委員 こういった中の項目はその活動をした時だけ支給されるということになっているのですね。

事務局 そのとおりです。

中田委員 S I MフリーのルーターをW i - F i 環境がないご家庭に貸し出すということだったので、それは、卒業と同時に返還していただくということですか。

事務局 ルーターも学習用端末も中学3年生の卒業式終了日までです。卒業証書授与日までということで、貸し出しの期間を設けています。

小城委員 家庭でオンライン学習を開始するに当たりというのは、家庭でオンライン学習をするような勉強の仕組みになってるということですか。

事務局 学習端末を有効に活用していただくよう、文章の入力もそうですし、家で体育祭のための踊りを、画面を見ながら家で練習するなど、10月からそのような活用から始めて、もっと本格的に活用できるように考えていきたいと思っています。

小城委員 3ギガに対しての1,000円ですか。動画をネット環境で見ても、3ギガ以上にならないように学習をさせるということが出来るのですか。

事務局 自分で調べるときの接続の時間など、どの程度まで調べられるかということに関わってくることなので、何とも言い難いところです。

小城委員 通信費を月1,000円以上支給することは出来ないということですか。

小西教育長 国の方からもあった通信費が1,000円というところで、それ以上は難しいところがあります。

小城委員 運動会での動画についてももちろんそうですし、これから端末を使つての勉強っていうのは、実験的ところが正直あると思います。例えば、大竹市でよその市町の教育が受けることができるってなったときに、端末で45分の授業を見ようと思ったら、多分相当な容量がいるのではないかと思います。そうなったときに、一律1,000円なのか段階的に変えていく検討の余地があるかを教えてください。

事務局 実態に応じて変わってくると思われまふ。現在、国が示した金額が月1,000円ということで、このような形でしています。

池田委員 就学援助費とは関わりがないんですけど、10月に中学校での持ち帰りが始まるに当たって、ルーターの貸し出しの数ほどのぐらいですか。

また、小学校はどのようになっていますか。

事務局 去年の12月は中学生に対して、今年の5月は小6から中2までに対して、学習用端末を家庭で使用するためのW i - F i 環境がご家庭にあるかどうか質問しました。環境がないと答えられた人が24人ぐらいだったと思います。あと無回答の人もいました。大体中学生が約570人いるので、一割の60台は必要だと思ひ、入札をかけて52台購入しました。実際貸出したのは7台であ

り、多くの方が通信環境を整えていたのだと思います。ルーターを貸し出した家庭については、9月に通信テストをして、特に繋がらなかったという話は聞いていません。小学校の通信環境についてはまだ調査が出来ていないのですが、小学校は中学校の約3倍の人数がいて、まだ年齢が低いということもあって、中学校よりも多く通信環境が整ってない家庭があるのではないかなと思っています。

池田委員 貸し出しは、一世帯1台ということですが、例えば、家庭に3人いたらこの通信費の補助は3,000円支給されるということですか。

事務局 そのとおりです。

小西教育長 今年度から本格的に中学校で実施して、来年度は小学校です。これから色々課題も出てくると思いますし、そのときは、しっかりと取り組みを進めていきたいと考えています。また、教育委員さんにも意見をもらえたらと思っています。

池田委員 オンライン学習を始めるにあたって、アクセス記録が残っていて、情報が出まわる問題あると思うのですが、どう対策されるつもりですか。

事務局 学習端末を利用すると利用履歴が残ります。大竹市は、利用履歴が誰の利用履歴か分かるようにしていますが、これは、見てはいけないサイトを見て、端末の不具合と問題が起きたときの原因究明のためや、子どもの端末の活用をより良くするため、利用履歴が分かる仕様になっています。利用履歴がクラウドに蓄積されるということもあって、収集した個人情報は、利用目的を明確にして業務の範疇で使用できると定められていて、特に大竹市の個人情報保護条例に違反するものではありませんが、家庭に持ち帰らせることに当たって、履歴の確認ができること、端末を気を付けて使いましょうなど、文書でお知らせをしました。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これにて、令和3年第10回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 15時16分】

.....